

○指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（下線部が変更部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 （最終改正） <u>障発0703第1号</u> <u>令和6年7月3日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生（支）局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>（略）</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>施行規則第2条第4号に規定する乳児院</u>にあっては、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項及び第6項に規定する個別対応職員、家庭支援専門相談員、児童指導員及び保育士並びに「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員（以下「里親支援専門相談員」という。）</u></p> <p><u>（4） 施行規則第2条第4号に規定する児童養護施設</u>にあっては、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項、第3項及び第5項に規定する児童指導</u></p>	<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 （最終改正） <u>障発0609第2号</u> <u>令和5年6月9日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生（支）局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>（略）</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（3） 施行規則第2条第4号に規定する乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び児童心理治療施設</u>にあっては、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和</u></p>

員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付け子発0308号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に規定する自立支援担当職員（以下「自立支援担当職員」という。）及び里親支援専門相談員

(5) 施行規則第2条第4号に規定する福祉型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項及び第14項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員及び職業指導員

(6) 施行規則第2条第4号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員

(7) 施行規則第2条第4号に規定する障害児通所支援事業を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

(8) 施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員

(9) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、相談援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員

(10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）並びに児童相談所運営指針（令和6年3月30日付けこ支虐第164号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士

(11) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項及び第2項に規定する母子支援員、少年を指導する職員及び心理療法担当職員並びに自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職

23年厚生省令第63号）第21条第2項及び第6項、第42条第1項及び第5項、第49条第1項、第4項及び第14項並びに第73条第1項に規定する家庭支援専門相談員、児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員

(新設)

(新設)

(4) 施行規則第2条第4号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（医療型児童発達支援を除く。）にあっては、相談援助業務に従事する職員

(5) 施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

(6) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、相談援助業務を行う指導員

(7) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司、児童相談所運営指針（児発第133号平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(8) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員

員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する個別対応職員

(12) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設
の設備及び運営に関する基準第80条第1項、第3項及び第5項に規定する児童自立
支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職
員及び職業指導員並びに自立支援担当職員

(13) (略)

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあっては、児童福祉施設
の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当
者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「里親養育包括支援(フォスタリ
ング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育
包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自立支援
担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員
及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第
234号)に規定する家庭支援専門相談員

(15)・(16) (略)

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察
指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に
規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項
及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6
条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1
項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営につい
て」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)
第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務
所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74
号)に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する
法律(令和4年法律第52号)第11条第1項に規定する女性相談支援員、母子及び父子

(9) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設
の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門
員、児童生活支援員及び職業指導員

(10) (略)

(新設)

(11)・(12) (略)

(13) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指
導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規
定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項
及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6
条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1
項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営につい
て」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)
第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び
家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所にお
ける福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規
定する面接員に相当する職員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項
及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法

並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成26年3月31日付け雇児発0331第5号）別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(18) ~ (30) (略)

(31) 施行規則第2条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員

(32) ~ (34) (略)

2 (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

(略)

(1) (略)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条及び第12条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

- ・ 「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2条に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員
- ・ 女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員

(3) (略)

(4) 都道府県社会福祉協議会

律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成26年3月31日雇児発0331第5号）別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(14) ~ (26) (略)

(27) 施行規則第2条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

(28) ~ (30) (略)

2 (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

(略)

(1) (略)

(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所及び第36条に規定する婦人保護施設

- ・ 「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員
- ・ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員

(3) (略)

(4) 都道府県社会福祉協議会

- ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
- ・ 相談援助業務に従事する職員
- (7) (略)
- (8) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別紙(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「障害者の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設
- ・ 相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (9)・(10) (略)
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

- ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添32(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
- ・ 相談援助業務に従事する職員
- (7) (略)
- (8) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別紙(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-21(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行う施設
- ・ 相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (9)・(10) (略)
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(12) (略)

(13) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所

- ・ 精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター

(14) ~ (16) (略)

(17) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設

- ・ 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員

(18) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設

- ・ 「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター及び母子支援員

(19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記（1）から（18）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 1から3までに定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士

(5)・(6) (略)

(12) (略)

(13) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所

- ・ 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、雇用トータルサポーター（大学等支援分）

(14) ~ (16) (略)

(新設)

(新設)

(17) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記（1）から（16）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 1、2及び3で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省第63号）第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士

(5)・(6) (略)

5～7 (略)

別紙様式 1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)

5～7 (略)

別紙様式 1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)